

案件のお知らせ

2025 年 4 月 30 日

Maples グループ、「KKR プライベート・マーケッツ・エクイティ・ファンド」の設定で UBS に助言

本書はあくまでご参考のために英語で公表されたものを日本語に翻訳したものです。本書の正式言語は英語であり、その内容・解釈について差異が生じた場合には、英語版が優先します。

Maples グループの弁護士事務所である Maples and Calder は、事務所のアジアファンドおよび投資管理（Asia Funds & Investment Management）業務の一環として、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（UBS Management (Cayman) Limited）（以下「UBS」といいます。）に対して、KKR プライベート・マーケッツ・エクイティ・ファンド（KKR Private Markets Equity Fund）（以下「本ファンド」といいます。）の設定に関する助言を行ったことをお知らせいたします。

2025 年 4 月 30 日より運用が開始される本ファンドは、ケイマン諸島籍のユニット・トラストとして、日本において公募外国株式投資信託として取り扱われ、その受益証券が販売されます。

本ファンドは、主として、世界のプライベート・エクイティ市場への投資を通じて、パブリック市場と比較してボラティリティが低く魅力的なリスク調整後リターンを生み出し、中長期的なキャピタル・ゲインを獲得することを投資目的としています。本ファンドへの投資を通じて投資家は、KKR が現在および今後運用を行う幅広いプライベート・エクイティ戦略に投資をすることができます。また、それらの戦略には、バイアウト戦略、ミドルマーケット・バイアウト戦略、グロース・エクイティ戦略、コア投資戦略、グローバル・インパクト戦略などが含まれます。本ファンドは、セクター、業種、地域、ビンテージ（投資時期）を分散しつつ、ダイナミックな運用を行うポートフォリオの構築を目指しています。

本案件では、当社シンガポール事務所を拠点とする弁護士チームが、ケイマン諸島における UBS の顧問弁護士を務めました。また、同チームを率いたのは、当社ファンドおよび投資管理チームのパートナーである Nick Harrold とアソシエイトの Costa Valtas です。

本案件について Nick Harrold は「プライベート市場、なかでもプライベート・エクイティ市場については、日本人投資家からの需要に大幅な拡大がみられます。本ファンドの戦略的な位置づけは、そうした関心の高まりを捉え、日本市場のニーズに合うよう設計された投資ビークルを提供することにあります。」とコメントしています。

なお、日本法に関する助言は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所が行いました。

Maples グループのジャパニーズ・ファンド部門は、業界大手や新規参入企業に対して、日本人投資家を対象としたケイマン諸島、ルクセンブルク、アイルランド、ジャージーの各ファンドについて、組成および設立に関する助言とファンドサービスを提供しています。

以上

Maples グループについて

Maples グループは、業界大手の国際法律事務所である Maples and Calder を通じて、世界中の金融機関、機関投資家、企業、個人顧客に対して、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ジャージー、ルクセンブルクの法律に関する助言を提供しています。世界中の主要な法域に拠点を構え、特に企業の商取引、財務、投資ファンド、訴訟、信託を得意分野としています。Maples グループは、優れた法律顧問と関係を保ち、現地の専門知識を活用することで、グローバルなビジネスに必要な総合サービスを提供しています。詳細は maples.com/services/legal-services をご参照ください。